

(様式3 公表の表紙)

(つくば市鳥獣被害防止計画(案))の
パブリックコメント手続の実施について

平成 29 年 11 月
つくば市経済部農業政策課

案件名	つくば市鳥獣被害防止計画(案)
募集期間	平成29年11月2日 ~ 平成29年12月4日
担当課	経済部 農業政策課
問合せ	TEL 029-883-1111(代) (内線)4421

■ 意見募集の趣旨

つくば市では、筑波山麓において、イノシシによる農作物の被害が年々増加しており、農業を営む方にとっては重大な問題と把握しています。

また、民家近くに出没し、家庭菜園や庭先の石積が壊されるなどの生活被害が見受けられ、今後、人的被害に発展する恐れもあることから、つくば市鳥獣被害防止計画を策定することで国や県で制定している補助金を有効に活用し、被害を最小限に抑え、イノシシによる農作物被害や生活被害を防止する目的で「つくば市鳥獣被害防止計画」を策定します。

つきましては、計画案を公表しますので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。

■ 資料

- ・ つくば市鳥獣被害防止計画（案）
- ・ つくば市鳥獣被害防止計画（案）の背景・経緯等

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・ 経済部農業政策課（4階）
 - ・ 各窓口センター
 - ・ 各地域交流センター
 ※施設閉庁日を除く
- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市 経済部 農業政策課
- ファクシミリ 029-883-7622
- 電子メール eco021@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市鳥獣被害防止計画の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成30年2月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、農業政策課、
 情報コーナー(庁舎1階)、
 各窓口センター、各地域交流センター

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	つくば市

つくば市鳥獣被害防止計画 (案)

<連絡先>

担当部署名 つくば市経済部農業政策課
所在地 つくば市研究学園一丁目1番地1
電話番号 029-883-1111
FAX番号 029-868-7622
メールアドレス eco021@city.tsukuba.lg.jp

目次

- 1 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域・・・・・・・・・・ 1
- 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針・・・・ 1
- 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
・・ 4
- 5 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じる
おそれがある場合の対処に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 被害防止施策の実施体制に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項
・・ 7
- 9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	つくば市（全域）

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻 大豆 じゃがいも さつまいも 里芋	被害面積 2,537(a) 被害金額 30,866（千円）

- ※・被害地区調査により被害品目，面積を集計
- ・茨城県農作物被害額算出基準により算出

(2) 被害の傾向

筑波山麓において，イノシシによる農作物の被害が春から秋にかけて発生しており，農家の生産意欲の低下が懸念される。また，民家近くでも出没し，家庭菜園や庭先の石積などが壊され人的被害に発展する恐れがある。

(3) 被害の軽減目標

指標	鳥獣名	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害 (a)	イノシシ	2,537	1,849
金額 (千円)	イノシシ	30,866	22,501

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシに関しては、市内の猟友会の協力を得て、年4回、銃・わなによる捕獲を実施。	狩猟免許取得者の高齢化に伴い、捕獲体制の確保が困難になってきている。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシに対する防護柵を各農家等が個別に設置。	各農家が個別に防護柵を設置しても隣接地に被害が及ぶため、農業者間が連携して広域に設置することが必要である。

(5) 今後の取組方針

<ol style="list-style-type: none">① 鳥獣被害防止対策に対して、関係機関が連携して強化を図る。② 効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。③ 狩猟免許取得の推進を図る。④ 近隣市町村との連携や情報共有を図る。⑤ 地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの啓発を行う。⑥ 増加傾向にあるイノシシの被害については、補助事業等を活用して防護柵等を設置して防護対策の推進を図る。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

銃器及び“わな”による捕獲実施のため、市内の猟友会による有害鳥獣捕獲隊を編成する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	イノシシ	担い手農家等に対して、獣害対策の正しい知識を会得するため、猟友会並びに茨城県獣害対策サポーターによる研修会を開催し、地域の獣害対策を推進する。
平成30年度	イノシシ	担い手農家等に対して、獣害対策の正しい知識を会得するため、猟友会並びに茨城県獣害対策サポーターによる研修会を開催し、地域の獣害対策を推進する。
平成31年度	イノシシ	担い手農家等に対して、獣害対策の正しい知識を会得するため、猟友会並びに茨城県獣害対策サポーターによる研修会を開催し、地域の獣害対策を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	イノシシの捕獲は、「茨城県イノシシ管理計画」における個体数管理の捕獲目標に留意して行う。
②	過去の捕獲実績 平成28年度 112頭 平成27年度 125頭 平成26年度 112頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ	160頭	160頭	160頭

捕獲等の取組内容	
イノシシの捕獲は、「茨城県イノシシ管理計画」における個体数管理の捕獲目標に留意して、以下のとおり実施する。	
①	捕獲方法 銃器・わなによる捕獲
②	捕獲時期 4月～5月, 8月～9月, 9月～10月, 2月～3月
③	捕獲場所 旧筑波町全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
必要性なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	権限委譲済

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ	イノシシに対する防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、継続して整備を実施する。	イノシシに対する防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、継続して整備を実施する。	イノシシに対する防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、継続して整備を実施する。

(2) その他被害防止に関する取組

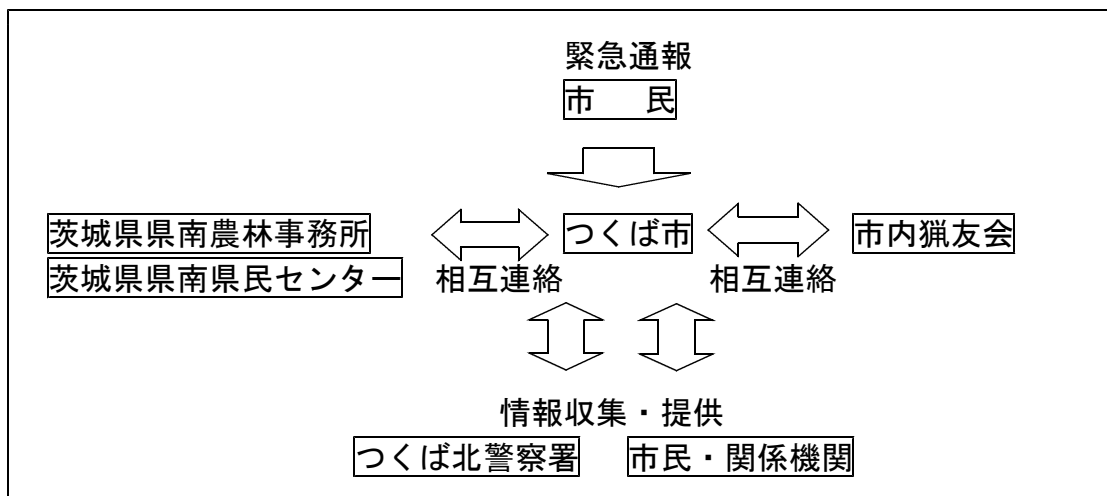
年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	イノシシ	被害の発生する集落に、被害防止のための学習会などを開催し、農業者間の連携等を図りながら、捕獲以外の被害防止施策について一層の推進を図る。
平成30年度	イノシシ	被害の発生する集落に、被害防止のための学習会などを開催し、農業者間の連携等を図りながら、捕獲以外の被害防止施策について一層の推進を図る。
平成31年度	イノシシ	被害の発生する集落に、被害防止のための学習会などを開催し、農業者間の連携等を図りながら、捕獲以外の被害防止施策について一層の推進を図る。

5 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
つくば市	市民へ周知するとともに，県及び警察署，猟友会と連携した対応を図る。
茨城県県南農林事務所	市と連携し対応を図る及び本庁への連絡報告
茨城県県南県民センター	市と連携し対応を図る及び本庁への連絡報告
茨城県猟友会筑波支部 " 谷田部支部 " 桜支部 " 龍ヶ崎支部 " 荃崎分会	市と連携し対応を図る。
茨城県警つくば北警察署	市民の安全確保を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	つくば市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
つくば市（環境課，農業政策課）	事務局担当，連絡調整
つくば市農業協同組合	連絡調整
つくば市谷田部農業協同組合	連絡調整
茨城県県南農林事務所振興・環境室	防除技術指導，被害調査の連携
茨城県県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター	防除技術指導，被害調査の連携
茨城県県南県民センター環境・保安課	捕獲許可及び捕獲実施体制の助言
茨城県みなみ農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供
茨城県鳥獣保護管理員	情報提供
茨城県猟友会筑波支部，谷田部支部，桜支部，龍ヶ崎支部荃崎分会	捕獲の実施（銃・わな）
茨城県警察つくば北警察署	市民の安全確保
被害地区会代表	情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城森林管理署	有害鳥獣捕獲実施の際の入林協議
つくば北警察署	有害鳥獣捕獲実施の際の事前通知

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害の増大・広域化等の状況を踏まえ，鳥獣被害対策実施隊の編成に備えるものとする。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者だけでなく，地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい，協力を求め，被害防止の啓発及び学習会活動を実施し，地域一体での取組を進めていく。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、持ち帰りとし、関係法令に従い、適切に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は、埋設処理する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

出荷制限解除後に検討する。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害状況や効果的な被害防止方法等の情報交換など、隣接市との連携を促進する。